

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市個人情報保護運営審議会
2 開催日時	平成27年5月12日(火) 午後1時30分から午後3時30分
3 開催場所	河内長野市市民交流センター 3階 特別会議室
4 会議の概要	別紙 会議録のとおり
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 総務部 総務課 情報統計係(内線126)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成27年度 河内長野市個人情報保護運営審議会
第1回 会議録

会議名称	平成27年度 第1回 河内長野市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成27年5月12日（火）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	河内長野市市民交流センター 3階 特別会議室
公開・非公開の別	公開
傍聴者数	0人
出席委員	別紙出席者名簿のとおり
職務のために出席した職員	別紙職員名簿のとおり
会議次第	案 件 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 会議録署名者の指定について (3) 諮問事案について ①河内長野市個人情報保護制度の運営及び改善について ②その他
会議内容	別紙会議内容要旨のとおり。

平成27年度 河内長野市個人情報保護運営審議会
第1回 会議内容要旨

(1) 開会（事務局）

- ① 市長あいさつ（代読）
- ② 会議成立の報告
- ③ 委員及び事務局職員の紹介

(2) 案件

①案件1 会長及び副会長の選出について

- 河内長野市個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会の会長及び副会長の選出を行ない、石田委員が会長、阪井委員が副会長に選出された。

②案件2 会議録署名者の指定について

- 河内長野市個人情報保護運営審議会運営要領第5条第3項の規定により、石田会長が植中委員を指名。

③案件3 諒問事案について

[1] 河内長野市個人情報保護制度の運営及び改善について

- 諒問事項
 - 1. 定義について
 - 2. 個人情報の利用及び提供の制限について
 - 3. 開示・訂正・利用中止・利用停止等に関する規定について
 - 4. 費用負担について
 - 5. 他制度との調整について
 - 6. 個人番号の利用に関する規定について
- 事務局より諒問事項の説明。
- 諒問事項の説明を受けての審議は下記のように行われた。

会長 (石田委員)	● 番号法に整合させるための改正であり事務局で条例改正案をはじめから用意して頂いたのはご了承願いたい。みなさまの忌憚のない意見をお願いします。
副会長 (阪井委員)	● 質問事項2中、個人情報では任意代理を認めず、特定個人情報では任意代理を認めるというのは、制度上矛盾を抱えることになるのではないか。
事務局（鬼束）	● 今回、番号法制定に伴う改正であるので、国から示された条例改正イメージどおりの改正を行う予定である。
会長 (石田委員)	● 番号法では、どのような改正が行われているのか。
事務局（勝山）	● 番号法では、第29条等で一般法である行政機関個人情報保護法等を読み替えている。条例も同趣旨の改正をする必要がある。
田中委員	● 特定個人情報は厳重に保護するとなっているが任意代理は不正等の危険があるので。
事務局（鬼束）	● 本人確認の方法等、運用で難しい面もあるが、今回はあくまで番号法の趣旨に沿った改正としたい。
田中委員	● 任意代理については、実務面でかなりの注意をしてほしい。
副会長 (阪井委員)	● 質問事項4中、費用の免除規定を設けるとしているが、明確な基準は規則等で別途決めるのか。
事務局（鬼束）	● 解釈と運用等で別途手当することになる。
田中委員	● 特定個人情報について、故意、過失にかかわりなく情報漏洩が起こる可能性があるが、どのような対処をしているのか。
事務局（勝山）	●マイナンバーの概要でも説明いたしましたとおり、厳格な保護措置がとられています。まず、事前に実施機関において特定個人情報保護評価が行われます。特定個人情報の取扱い

	<p>や保管方法等について、事前に実施機関が評価し公表する仕組みが今回初めて取られています。また、この評価については、定期的に見直すものと規定されています。さらに、罰則の強化が図られていることや、個人情報を一元管理せず分散管理することとしています。</p>
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の条例に規定しなくてよいのか。また、特定個人情報保護評価は実施機関内で自分で行うのか。
事務局（勝山）	<ul style="list-style-type: none"> ● 番号法の規定が直接適用されます。また、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システムごとに実施機関自らが実施します。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の評価だけでは、厳格な保護措置といえないのでは。
事務局（野川）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市には情報セキュリティポリシーもあり、適正な監査をしていく方針です。
会長 (石田委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核市レベルでは、特定個人情報保護評価について第三者による点検等義務があるが、河内長野市の規模では必要ない。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事柄、内部監査事務等に携わってきたが、自分のところで監査をするのは難しいし、甘くなることがある。今回の特定個人情報保護評価は注意してもらいたい。
会長 (石田委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、どういう流れになるかを説明してほしい。
事務局（勝山）	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月中旬までに本審議会での諮問に対する答申をいただき、その意見を反映したうえで、他の実施機関との協議を行います。実施機関協議後、条例改正案等を決定し、9月議会に提案し、条例は原則平成28年1月、一部は平成27年10月から施行いたします。
峯委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の実施機関への説明は済んでいるのか。
事務局（鬼束）	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の実施機関とは本審議会の答申を受けてから協議をおこないます。

事務局（野川）	● なお、これまでに府内については府議等で随时、議会に対しましては総務常任委員協議会で番号法についての要点を説明しています。
田中委員	● 法律用語についての質問。
事務局（勝山）	● 市の法規担当に確認する。
会長 (石田委員)	● 次回は、審議会としての意見をとりまとめ、答申書をつくることになりますが、たたき台としての案の作成を事務局にお願いしたい。

平成27年度 第1回 河内長野市個人情報保護運営審議会 出席委員名簿

	氏名	ふりがな	出欠	備考
1	飯谷 秀美	イタニヒデミ	×	
1	石田 榮仁郎	イシダヒデジロウ	○	
2	植中 史代	ウエナカフミヨ	○	
3	奥野 豊	オノユタカ	○	
4	尾花 富実雄	オハナフミオ	×	
5	阪井 千鶴子	サカイチスコ	○	
7	田中 繁	タナカシケル	○	
8	納城 勇	ノキイサム	×	
9	飛良 昌宏	ヒラマサヒロ	○	
10	御前 緑	ミサキミドリ	○	
11	水谷 邦子	ミズタニクニコ	○	
12	峯 正明	ミネマサアキ	○	
13	矢倉 芳彦	ヤグラヨシヒコ	○	
14	勇川 三樹雄	ユウカワミキオ	×	
15	吉川 宏美	ヨシカワヒロミ	○	

平成27年度 第1回 河内長野市個人情報保護運営審議会 職員名簿

	役職	氏名	備考
1	総務課長	野川 弘嗣	
2	総務課参事	鬼束 佳成	
3	主査	勝山 慎士	
4	係員	岡本 祥吾	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			